

法科大学院等の教育の更なる充実・改善方策について（案）

今期の本特別委員会は、本年3月13日付で、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的方向性」を取りまとめるとともに、10月5日の特別委員会において、法曹コースの制度設計等について概ね了承したところである。これらを踏まえて、前回11月9日の特別委員会に引き続いて、今後引き続き検討すべき法科大学院等の教育の更なる充実・改善方策について御審議いただくものである。

1. 法科大学院の認証評価の在り方について

- ① 法科大学院の認証評価については、法律実務家を養成する中核的な教育機関として行われる理論と実務を融合した教育や特色ある取組の充実改善を促すような評価であることが期待される。

しかしながら、実際には法令で定められていない事項についても細部にわたって規定しているにも関わらず、法科大学院の教育研究の充実改善につながっていないとの声がある。

法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成する法曹コースの制度化に当たり、協定の履行状況について認証評価において確認する方向で検討するのに併せて、法科大学院の認証評価の簡素化・重点化について検討することが適当ではないか。

- ② 例えば、司法試験に関連する指導方法等については、各認証評価基準において、「試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することは適切ではない」旨が示されている。この点は、文部科学省の「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて（平成26年7月16日 文部科学省高等教育局長通知）」においても周知しており、その点は変更しない。

しかし、同通知においては、「法科大学院教育では、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び、法律実務の基礎的な素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施することを前提とした上で、授業において事実認定・論点抽出・論理構成を修得させる際に、司法試験論文式の過去問等を題材の一つとして使用すること」を認めているが、法科大学院の授業においては、認証評価との関係から、司法試験等に関連する指導方法等については過度に委縮した状況にある。

については、適切な事例問題を題材として必要な法の適用と論理的思考を表現することを学ぶため、学修の段階に応じて、司法試験論文式試験の問題も含め、適切な事例問題を用いた演習・指導が効果的に行われるよう、法科大学院に係る設置基準や細目省令を改正する方向で検討することが適当ではないか。

- ③ 一方、法曹コースを開設するに当たっては協定先となる法科大学院は、法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（適格認定）を受けていることを要件とする方向で検討する。

2. 法科大学院の未修者コースの改善・充実について

- ① 現状を踏まえ、入学者の質の確保の観点から、純粋未修者や社会人経験者の割合を3割以上とする告示は見直しをした一方で、これらの者についてその適性を適確に評価するよう、入学者選抜における配慮義務を規定する。さらに、各法科大学院は、来年度から本格実施される共通到達度確認試験も活用して、進級時の質保証を充実させる。
- ② 入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学が適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能としている。法科大学院で行われている優れた基礎法学の教育にかんがみれば、さらに充実させることも考えられる一方で、法科大学院において基礎法学・隣接科目が必修とされた趣旨を踏まえれば、各法科大学院の判断により、純粋未修者や社会人経験者については、基礎法学・隣接科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とする方向で検討する。
- ③ 法学未修者については、若手実務家による自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待されることから、このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数（現行おおむね5年以上）について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性を踏まえつつ、見直しを検討することとしており、実務経験や科目の特性等についてどのように考えることが適当か。
- ④ 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対して、より安定的・継続的に支援するとともに、優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にする取組を行う。
- ⑤ さらに、純粋未修者や社会人経験者に対して、入学後の適性のミスマッチを防止するため、出願前に法科大学院教育を体験できるようにすることや法科大学院不在地域の大学と連携した法学未修者教育を推進するための方策等を検討する。

3. 法曹コースと法科大学院の体系的教育の推進、法科大学院における実務基礎科目と展開・先端科目の充実について

- ① 法律基本科目の体系的整理
- ア 法学教育は、基本的な法律知識の修得・理解の段階から、関連する多様な理論や裁判例等を更に掘り下げて深く理解していく段階、それらの理解を具体的な事例等を実証的に展開していく段階など、階層的な学修の積み重ねが必要となる。法学教育を体系的に行うに当たっては、段階ごとに焦

点を合わせた学修内容と評価基準を設定し、段階ごとの学修を積み重ねた結果、多面的かつ総合的な能力を習得できるようカリキュラムを配慮することが有用である。

イ 法学教育における教育手法は様々な手法があり得るところ、例えば、基礎的な知識の修得・理解においては講義形式が有用であるのに対して、知識や理解を実証的に展開していく場合には、演習方式や論文作成方式などが適した教育手法となり得る。

ウ 法学教育の体系化に当たっては、例えば、

(ア) 法律の基本的な考え方や知識の習得、多様な学説や裁判例などの考え方について、主に講義形式で理解する段階。

(イ) 知識や考え方の具体的な事例等への適用範囲・射程について、双方向・多方向の講義方式や演習方式を併用するなどして理解する段階。

(ウ) 具体的な事例等に対する法の適用について、論理的な結論により表現し、さらに最新の実務的な課題に対する研究・議論・実証を行うことについて、演習方式や論文作成方式などによって理解する段階

など整理して、法曹コースの教育と法科大学院の教育について、それぞれ充実を図ることが有益ではないか。

② 法科大学院における実務基礎教育や展開・先端科目の更なる充実について

実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育は原則として法科大学院で行うこととされており、各法科大学院においては、それぞれの特色を活かして、実務基礎科目や展開・先端科目等の授業科目や海外留学を始め国際プログラム等を充実していくことが期待される。

そのための方策として、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」以外にどのようなことが考えられか。例えば、実績を上げている法科大学院の認証評価においては、このような取組みを促す方向で簡素化・重点化する方向で検討することが適当ではないか。